

公民館における使用料の導入について

公民館の貸部屋の利用について、平成30年6月1日以後の利用分から使用料を導入します。

【使用料導入の理由】

公民館などの施設の運営には、人件費や維持管理のための費用がかかっています。これらの費用について、平成24年度に「受益者負担の在り方の基本方針」を策定し、市が提供するサービスに応じて、利用者にとどの程度負担していただくのが適切かなどの基準を定めました。

このことにより、平成28年度に体育施設等の料金改定が行われ、また、平成30年度から公民館に使用料を導入することになりました。

利用者の皆様から使用料をいただくことで、今後、社会状況が変化していく中でも、持続可能な施設運営をしていきたいと考えています。

皆様の御理解と御協力をお願いします。

【大野北公民館の使用料】

階数	施設	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
2階	料理実習室	900円	1,200円	1,200円
	茶室	300円	400円	400円
3階	工作室	600円	800円	800円
	中会議室	600円	800円	800円
	和室	900円	1,200円	1,200円
	小会議室1	300円	400円	400円
	小会議室2	300円	400円	400円

階数	施設	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後6時から 午後8時まで	午後8時から 午後10時まで
1階	大会議室	1,500円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円

【使用料の支払方法】

今後公民館に設置する券売機で利用日当日にお支払ください。

【使用料の免除】

次のいずれかに該当する場合、使用料を免除する予定です。

- (1) 公民館が主催し、又は共催する事業のために利用するとき。
- (2) 市内の地域自治振興、教育振興又は社会福祉振興に関する公益性が高いと認められる活動を行うことを目的とする団体がその目的のために利用するとき。
(団体例：自治会、まちづくり会議、PTA、青少年健全育成協議会、スポーツ少年団、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会など)
- (3) 公民館が主催し、又は共催する事業を契機に設立された団体が利用するとき（当該団体が設立された日から当該団体が設立された日の属する年度の翌年度の末日までの期間に限る。）。

申請は、平成30年4月1日より受け付けます。

詳細は、公民館窓口までご相談ください。

大野北公民館長